

緊急地震速報に関する周知・広報について（案）

緊急地震速報を広く一般に提供するためには、その特性や限界も含めた緊急地震速報の概要、具体的内容、発表方法、緊急地震速報発表時に利用者がとるべき行動等について十分な周知を行うことが必要である。気象庁は、これらについて、報道機関、地方公共団体、本運用を開始した特定利用者、その他関係機関の協力を得て、以下に掲げるようなさまざまな方法による周知活動を行うとともに、各機関に対し働きかけを行う必要がある。

- ・ テレビ、ラジオ、新聞等による報道への連携・協力
- ・ 地方公共団体の広報紙への紹介記事の掲載依頼
- ・ パンフレット、リーフレット等の作成・配布
- ・ 防災担当者や一般住民を対象としたシンポジウムの開催
- ・ 緊急地震速報に関するホームページを作成・充実するとともに、関係機関のページからのリンクを促進
- ・ 防災センター等の設備を利用した体験型の教育・周知
- ・ 学校における防災教育教材（DVD等）の作成
- ・ 緊急地震速報を利用した制御を開始した事業者等による、施設利用者等に対する周知・広報
- ・ モデル地域における情報伝達実証実験
- ・ その他

また、一般利用者向け緊急地震速報の提供開始時期が決まった段階においては、上記に加え、次のような方法により提供開始時期をにらんだ集中的な周知・広報のキャンペーンを行う。

- ・ テレビ・ラジオ等のスポット広告
- ・ テレビ・ラジオ、市町村防災行政無線等を活用した一斉情報伝達訓練
- ・ 各種メディアを利用した政府広報による周知・広報